

別表第8（第3条関係）

省エネ家電製品導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市の住民であり、かつ、省エネ家電製品を導入した世帯の世帯主であること。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る購入者であること。</p> <p>(3) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行ったエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ及び電気便座（購入時に一般財団法人省エネルギーセンターが定める統一省エネラベル5つ星（最高レベル）に該当するものに限る。）並びにLED照明（LEDランプを含む。）の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 別に定める期間において、熊本市内に所在する店舗で購入されたものであること。</p> <p>(2) 購入した省エネ家電製品は、新品（未使用品）であること。</p> <p>(3) 購入した省エネ家電製品は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p>
補助対象経費	<p>次に掲げる経費の合計額とする。ただし、当該合計額が5万円未満の場合は、補助対象としない。</p> <p>(1) 省エネ家電製品の購入費（消費税・地方消費税相当額を控除した額）</p> <p>(2) 省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費（諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等一体不可分ではない費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）</p>
補助額	<p>一の申込みにつき1万円</p>
補助金の交付 申込時の添付 書類	<p>交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 領収書等（申込者が、熊本市内に所在する店舗で省エネ家電製品を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの）の写し</p> <p>(2) 購入した省エネ家電製品の規格や型番等が照合できるカタログや仕様書等 ※写し可</p> <p>(3) 製造メーカーが発行した保証書の写し（申込者の氏名、住所、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。）</p> <p>(4) 住民票（申込者が世帯主であることが記載されたもので、発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）※写し可</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付 要件	<p>(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。</p> <p>(2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ない</p>

	<p>ときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。</p> <p>(3) 同一の年度中にこの補助金の交付を受けたことがある者は、補助金の交付の申込みをすることができない。</p>
--	--